

さつま町告示第146号

さつま町キャッシュレス機器導入業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和8年9月18日

さつま町長 上野 俊市

## 1 業務の目的

さつま町キャッシュレス機器導入業務委託は、近年のキャッシュレス化の進展に伴い、便利で効率的な決済手段を利用者に提供するためにキャッシュレス機器を導入することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 さつま町キャッシュレス機器導入業務委託
- (2) 業務内容 さつま町キャッシュレス機器導入業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 企画提案上限額      キャッシュレス機器導入業務委託料                          3,697,980円（税込）  
                                      キャッシュレス機器サービス利用料（月額）                          93,830円（税込）

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項を満たすものでなければなら  
ない。

- (1) さつま町物品購入等有資格業者の指名停止に関する要領（平成２８年３月２９日告示第５３号）に規定する指名停止の措置を現に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定にいずれも該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動が主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- (7) 他自治体への類似導入実績を有すること。
- (8) 日本産業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項に基づくプライバシーマーク又はISMS（ISO/IE27001）の認証もしくはこれらに相当する資格を、代表事業者もしくは構成事業者のいずれかが保有していること。

#### 4 実施スケジュール

| 実施内容             | 実施期間又は期日            |
|------------------|---------------------|
| 公募の開始            | 令和8年9月18日（金）        |
| 質問書の受付期限         | 令和8年9月29日（火）午後5時まで  |
| 質問書に対する回答        | 令和8年10月1日（木）        |
| 参加表明書等の受付期間      | 令和8年10月7日（水）午後5時まで  |
| 参加資格審査結果通知期限     | 令和8年10月9日（金）※電子メール  |
| 企画提案書等の提出期限      | 令和8年10月16日（金）午後5時まで |
| 企画提案プレゼンテーションの実施 | 令和8年10月23日（金）※予定    |
| 審査結果の通知発送        | 令和8年10月28日（水）※予定    |

#### 5 担当部署

〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町総合政策課

電話：0996－24－8914

電子メール：so-joho@satsuma-net.jp

※ その他詳細は「さつま町キャッシュレス機器導入業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。